

高齢者虐待防止の取組について

宮崎県社会福祉士会
虐待対応専門職チーム 緑川 易典



本日のながれ

1 虐待とは

2 虐待防止と対応



市町村・地域包括支援センター・都道府県のための

養護者による

高齢者虐待対応 の手引き

社団法人日本社会福祉士会 編集

中央法規



1 虐待とは



1 虐待とは

虐待に関する法律

	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)
施行日	平成18年4月1日
目的	この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、 高齢者の尊厳の保持 にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって 高齢者の権利利益の擁護に資すること を目的とする。
対象者	65歳以上の者



1 虐待とは

虐待に関する法律

	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (高齢者虐待防止法)
虐待する側	①養護者 ②養介護施設従事者等
定義	i 身体的虐待 ii 介護、世話の放棄・放任 iii 心理的虐待 iv 性的虐待 v 経済的虐待



1 虐待とは

高齢者虐待の定義

高齢者虐待防止法

定義

高齢者とは

①65歳以上の者。
②高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
※65歳未満の者も高齢者に準じて対応する。

養護者とは

「養護者」とは高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者をいう。
※同居していないなくても例えば、近所に住みながら世話をしている親族や知人なども「養護者」であると考えられる。

養介護施設従事者等とは

老人福祉法および介護保険法に規定される「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する者。



1 虐待とは

養介護施設従事者等の範囲			
	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none">・老人福祉施設・有料老人ホーム	<ul style="list-style-type: none">・老人居宅生活支援事業	<p>「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者</p> <p><u>※直接介護に携わる職員のほか経営者・管理者層も含まれる。</u></p>
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none">・介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設・地域密着型介護老人福祉施設・地域包括支援センター	<ul style="list-style-type: none">・居宅サービス事業・地域密着型サービス事業・居宅介護支援事業・介護予防サービス事業・地域密着型介護予防サービス事業・介護予防支援事業	



1 虐待とは

高齢者虐待の定義

区分	養護者	養介護施設従事者等
i 身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。	同左
ii 介護、世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、 <u>養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。</u>	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置 <u>その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。</u>
iii 心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。	同左
iv 性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。	同左
v 経済的虐待	<u>養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。</u>	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。



1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
i 身体的虐待	<p>①暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。 【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。・刃物や器物で外傷を与える。など <p>②本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。 【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。(※1) など <p>③本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。 【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。など <p>④本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。 【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>身体を拘束し</u>、自分で動くことを制限する(ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディースーツを着せて自分で着脱できなくなる。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。)。・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。など

(※1)「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」

(東京高裁判決昭和25年6月10日)。



1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
ii 介護、世話の放棄・放任	<p>① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話をしている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状を悪化させていること。 【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など <p>② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・徘徊や病気の状態を放置する。・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など <p>③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 など



1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
iii 心理的虐待	<p>① 齊しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる(排泄の失敗、食べこぼしなど)。・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。・侮蔑を込めて、子どものように扱う。・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など



1 虐待とは

高齢者虐待の例

区分	具体例
iv 性的虐待	<p>○ 本人との間で合意が形成されていない、あらゆる形態の性的な行為またはその強要。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。・性器を写真に撮る、スケッチをする。・キス、性器への接触、セックスを強要する。・わいせつな映像や写真を見せる。・自慰行為を見せる。など
v 経済的虐待	<p>○ 本人の合意なしに財産や金銭を使用し、本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none">・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。・本人の自宅等を本人に無断で売却する。・年金や預貯金を無断で使用する。・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を支払わない。など



2 虐待防止と対応



2 虐待防止と対応

身体拘束に対する考え方

**原則禁止である。「緊急やむを得ない場合」に該当する3要件
をすべて満たすことが必要**

- ①切迫性** 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ②非代替性** 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ③一時性** 身体拘束その他の行動制限が一時的であること

●留意事項→身体拘束の適正化を図るため、以下の措置を講じること

1. 身体拘束を行う場合は、その態様及び時間、その際の入所者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録。
2. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果についても介護職員その他従業者へ周知。
3. 介護職員その他の従業者に対し、適正化のための研修を定期的に実施。



2 虐待防止と対応

「〇〇ちゃん」と呼ぶことの是非について

<見解>

高齢者本人と施設従事者等は支援する側と支援を受ける側という明確な関係性・立場の違いがある。

立場の違いがあるにも関わらず、その立場の違いについて何らの配慮をすることなく、また、本人と職員とにどれだけの関係性が作られているかについて慎重な配慮をすることなく、安易に親しげな表現として「あだ名で呼ぶ」

→本人に屈辱的な思いや心理的ダメージを与えることになりかねない



2 虐待防止と対応

経済的虐待の捉え方・ポイント

経済的虐待を認定するためには、**本人のお金が本人のために使用されているかどうかが焦点**となる。また、養護者の考え方も、他の虐待類型とは異なり、同居でなくとも実際に金銭を管理している場合は「養護者」とみなされる場合もある。

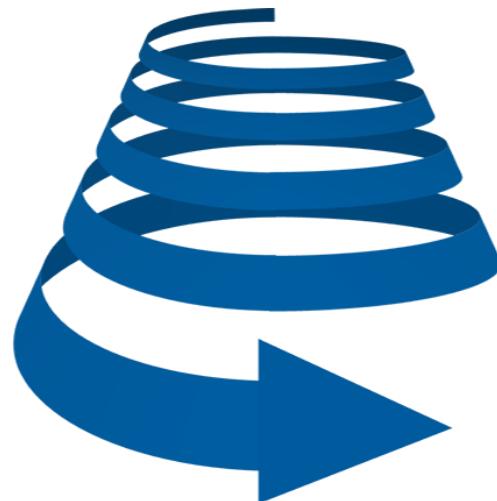


2 虐待防止と対応

虐待につながる魔のスパイラル

＜職員等＞

「このくらいなら虐待じゃない」
「冗談のつもりだし」
「周りの職員もそうだし」



＜利用者＞

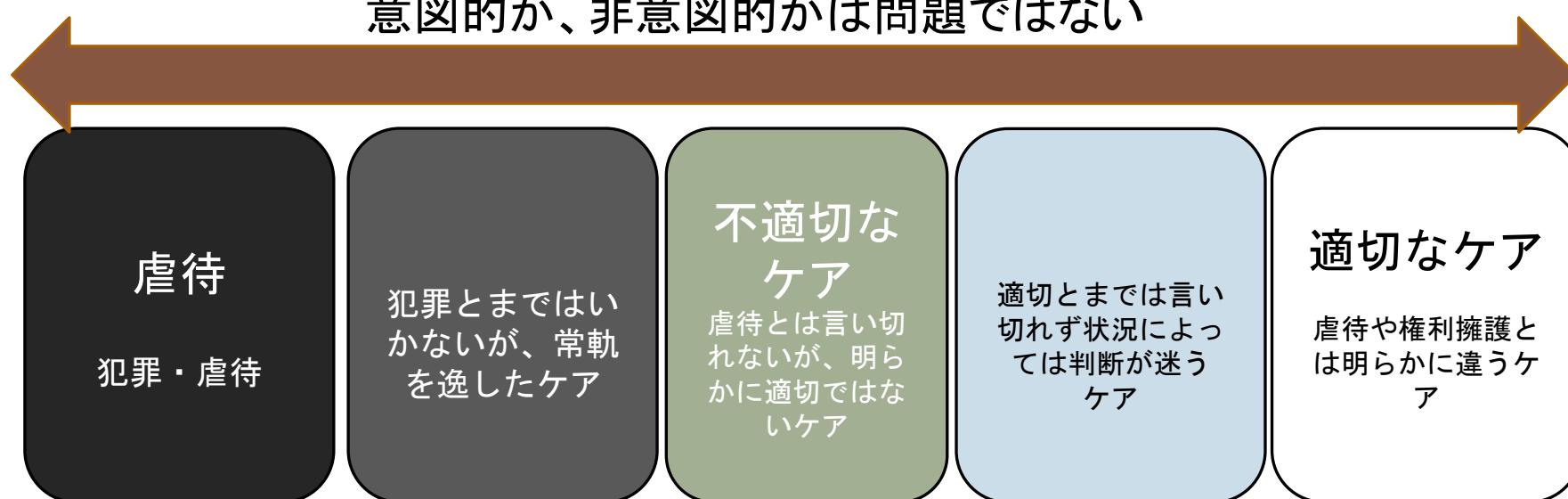
「このくらいは我慢」
「ほかに行くところもないし」
「言ったら仕返しされる」

「このくらい」の増幅が大きな虐待につながる



2 虐待防止と対応

虐待と不適切ケア



「不適切ケア」はアウトであるという共通認識
専門職としての倫理・責務

日常より「不適切ケアの芽」を摘んでいくことが
虐待防止の第一歩→『予防的視点』

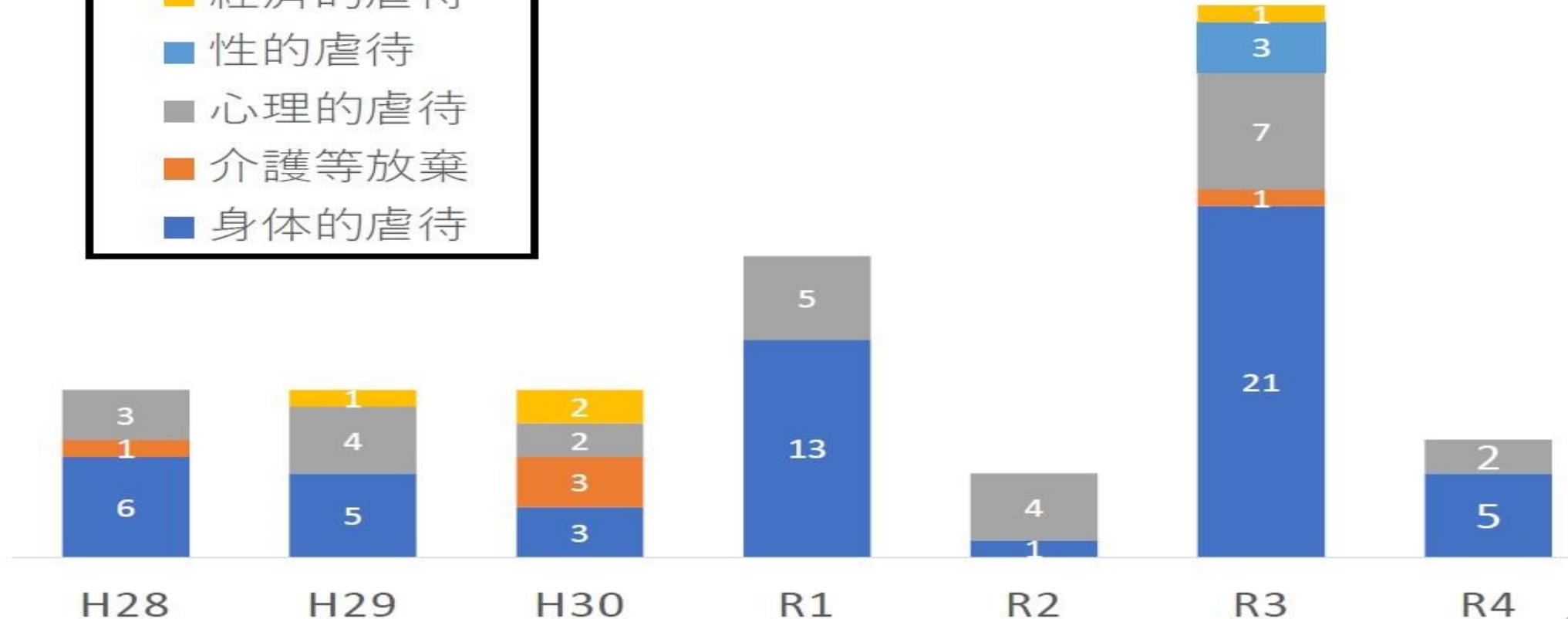


2 虐待防止と対応

虐待の種別・類型【高齢者】(県)

(件)

- 経済的虐待
- 性的虐待
- 心理的虐待
- 介護等放棄
- 身体的虐待

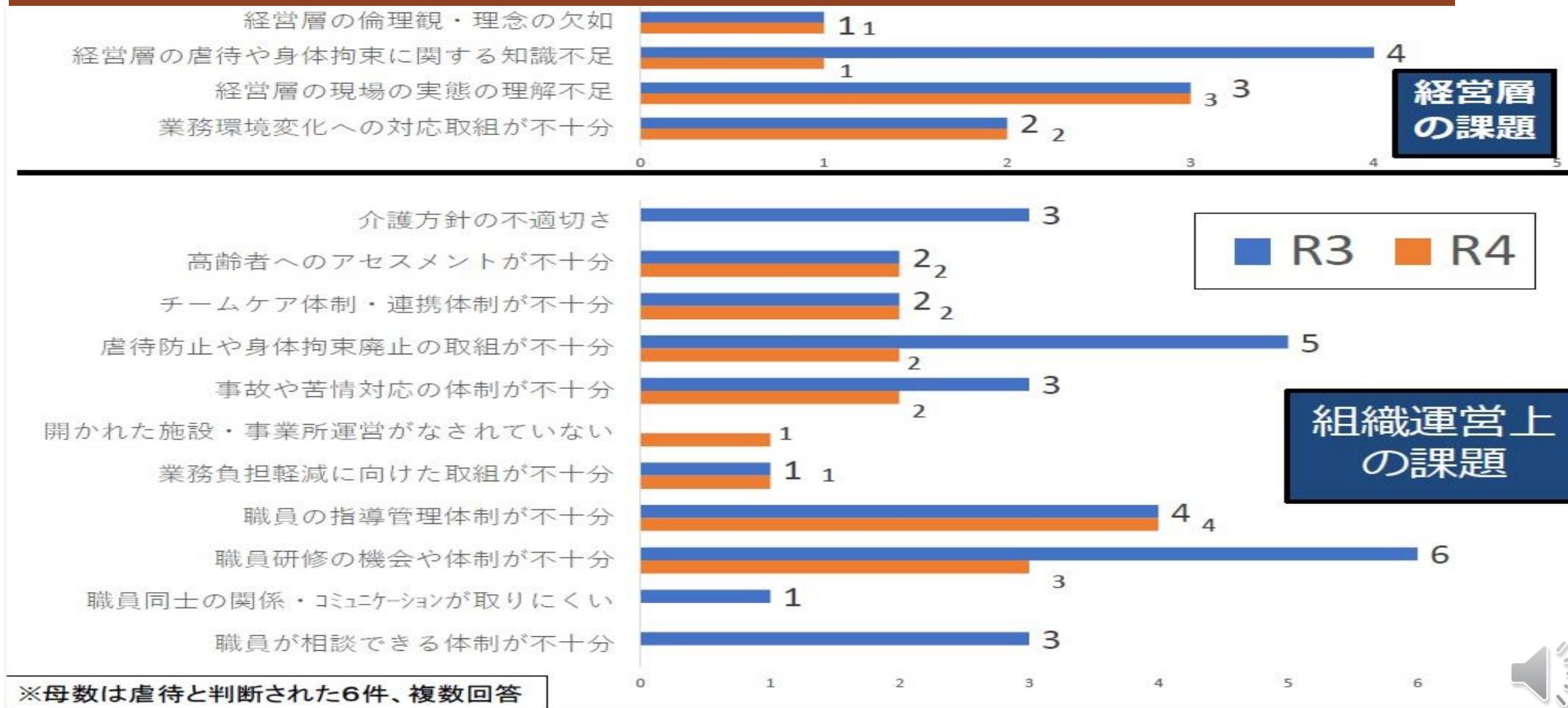


※ 1件の事例に対し複数の種別・類型がある場合、該当項目に重複して計上されるため、虐待判断事例件数と一致しない場合がある。



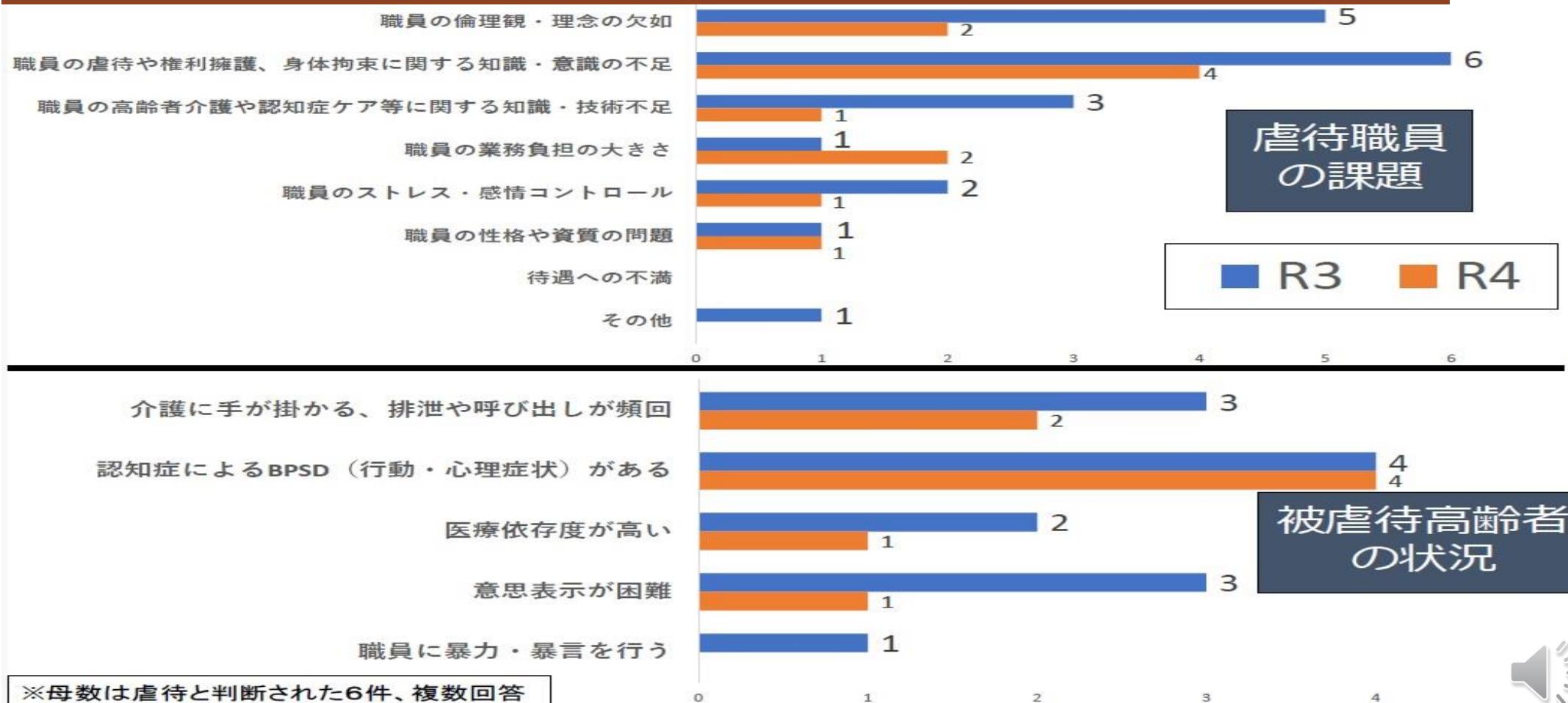
4 虐待防止と対応

虐待の発生要因【高齢者】(県)



2 虐待防止と対応

虐待の発生要因【高齢者】(県)



2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽チェックリスト(相談援助職版)



2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)
1	利用者に反達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
2	利用者に対して、アセメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますいませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
6	利用者に対して「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる いない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
9	食事や入浴介助の無理強いなど、介護方法を工夫しないままに利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
13	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていますいませんか？	とりにくい 良好 <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
14	家族が行っている不適切ケアについて、誰にも連絡・相談せずそのままにしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
15	居宅サービス計画の内容に課題がある、利用者への支援体制に課題があると感じても、介護支援専門員に連絡・相談せず、そのままにしていませんか？	している していない <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い適切改善に取り組むことにより

虐待防止につながります。また、虐待と思われるにがあった場合は市町村へ通報義務があります。

管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会生活相談委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成

「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人認定介護老人福祉施設いすみえん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(通所サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)
1	利用者に反達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している していない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
2	利用者に対して、アセメント・通所介護計画書等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している していない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している していない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
4	利用者への声掛けなしに介助したり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している していない <small>見たことがある</small>
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している していない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる いない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
7	利用者の参加しやすさや尊厳保持、自立支援を考えずに、流れ作業的にレクリエーションを実施していませんか？	ある ない <small>見たことがある</small>
8	利用者の呼びかけを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している していない <small>見たことがある</small>
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している していない <small>見たことがある</small>
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した関わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している していない <small>見たことがある</small>
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している していない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをすること）をしていませんか？	している していない <small>見たことがある</small>
13	利用者に対して乱暴で難い介助や、いい加減な態度・受け答えをしていますいませんか？	している していない <small>見たこと・ 聞いたことがある</small>
14	他の職員に仕事に関わる相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていますいませんか？	とりにくい 良好 <small>(自分以外の人で) 担当する人がいる</small>
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありますいませんか？	ある ない —

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

☆無記名で定期的に実施・回収(年数回)し、集計・分析による課題把握を行い適意改善に取り組むことにより

虐待防止につながります。また、虐待と思われるにがあった場合は市町村へ通報義務があります。

管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用 東京都社会福祉協議会 高齢者施設福祉部会生活相談委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成

「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人認定介護老人福祉施設いすみえん作成「虐待の芽チェックリスト」



2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(入所施設版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)	
1	利用者に反対感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない 見たこと・聞いたことがある
2	利用者に対して、アセメント・施設サービス計画書に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している	していない 見たこと・聞いたことがある
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している	していない 見たこと・聞いたことがある
4	利用者への声掛けなしに介助したり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している	していない 見たことがある
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない 見たことがある
6	利用者に対して、「ちょっと待って」を乱用し、長時間待たせていませんか？	いる	いない 見たこと・聞いたことがある
7	利用者に必要な日用品（眼鏡、義歯、補聴器など）や道具（コールボタンなど）が壊れていますか？	している	していない —
8	利用者の呼びかけやコールを無視したり、意見や訴えに否定的な態度をとったりしていませんか？	している	していない 見たことがある
9	食事や入浴介助の無理強いなど、利用者に嫌悪感を抱かせるような援助を強要していませんか？	している	していない 見たことがある
10	利用者の身体で遊んだり、人格を無視した間わり（落書きをする、くすぐるなど）をしたりしていませんか？	している	していない 見たことがある
11	利用者や利用者の家族の言動をあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している	していない 聞いたことがある
12	プライバシーへの配慮に欠けたケア（排泄について大声で話す、カーテンを開けたまま排泄ケアをするなど）をしていますか？	している	していない 見たことがある
13	利用者に対して乱暴で雑な介助や、いい加減な態度・受け答えをしていませんか？	している	していない 見たこと・聞いたことがある
14	他の職員に仕事に関する相談ができない等、職場でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか？	とりににくい	良好 —
15	他の職員が行っているサービス提供・ケアに問題があると感じることがありませんか？	ある	ない —

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

*無記名で定期的に実施・回収（年数回）し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と見られることがあった場合は市町村へ通報義務があります。

管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人認定介護老人福祉施設いすみん作成「虐待の芽チェックリスト」

虐待の芽チェックリスト(相談援助職版)

(介護支援専門員等)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。
あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

種類	番号	チェック項目	チェック欄(○)
(※機関によって想定できるカテゴリーを示していまます)	1	利用者に反対感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	2	利用者に対して、居宅サービス計画等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など：スピーチロック等）で接していませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	4	利用者への声掛けで了解なしに体に触れたり、居室に入ったり、勝手に私物に触ったりしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関で話題にしたり、明確な目的がない個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	6	利用者に対して会話を拒否するように「ちょっと待って」「まだ今度」等を繰り返すなどの対応をしていませんか？	いる いない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	7	利用者に意思・意向を確認しないまま勝手に私物を捨てたり、片付けたりしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	8	利用者の意向や意見、訴えに対して、不当に無視や否定的な態度をとったりしていませんか？（「どうせ言てもわからない」等決めつけてしまうこともあります）	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	9	利用者の理解や同意を得ないままに、利用者の意向を聽かず家族の意向を優先したり、支援者が良かれと思った介護サービス等の利用を押しつけたりしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	10	利用者や利用者の家族の言動を、ふざけるなどしてあざ笑ったり、悪口を言ったりしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
心的	11	利用者の行動を制限するような「つなぎ服」や「ミトンの手袋」、「中から開かないように外から鍵を閉める」など、身体拘束と意識せずに（又は意識している）提案や肯定「見過ごすことでもらわ」していませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	12	利用者やその家族と、物やお金の貸し借り・授受をしていませんか？（同意なく利用者の金銭の預かりや管理、制限することも含む）	している いない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	13	家族や友人、関係者等が行っている不適切ケアについて、管理者や地域包括支援センター等に連絡・相談せず、そのままにしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	14	利用者やその家族の状態や支援体制に課題があると感じても、保健師や地域包括支援センター等に連絡や相談をせず、そのままにしていませんか？	している していない (自分以外の人で) 担当する人がいる
	15	他の職員・関係機関等に対して、利用者に関わることについて相談ができない等、職場・関係機関でのコミュニケーションがとりにくくなっていますか？	とりににくい 良好 (自分以外の人で) 担当する人がいる

(公財)東京都福祉保健財団 高齢者権利擁護支援センター作成 (2021)

*無記名で定期的に実施・回収（年数回）し、集計・分析による課題把握を行い運営改善に取り組むことにより虐待防止につながります。また、虐待と見られることがあった場合は市町村へ通報義務があります。

管理者や虐待防止研修に関する担当者への相談をする事も効果的です。

参考及び引用) 東京都社会福祉協議会高齢者施設部会生活相談員研修委員会 平成19年度生活相談員スペシャリスト養成研修会Cグループ作成「虐待の芽チェックリスト」社会福祉法人認定介護老人福祉施設いすみん作成「虐待の芽チェックリスト」作成協力) NPO法人東京都介護支援専門員研究協議会



2 虐待防止と対応

虐待の芽チェックリスト

虐待の芽チェックリスト(訪問サービス版)

虐待の芽や不適切ケアを自己チェックして、高齢者虐待を防止しましょう。

あてはまるチェック欄に○をつけてみてください。その後、結果について話し合う等の機会を作りましょう。

番号	チェック項目	チェック欄(○)		
1	利用者に友達感覚で接したり、子供扱いしたりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
2	利用者に対して、アセスメント・居宅サービス計画・介護サービス計画等に基づかず、あだ名や〇〇ちゃん呼び、呼び捨てなどをしていますか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
3	利用者に対して、威圧的な態度、命令口調（「〇〇して」「ダメ！」など）で接していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
4	利用者への声掛けなしに介助していませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる
5	利用者のプライバシーに配慮せず、職員や関係機関同士で話題にしたり個人情報を取り扱ったりしていませんか？	している	していない	(自分以外の人で) 該当する人がいる



2 虐待防止と対応

虐待が疑われるサイン

【身体の状況・けが等】

外傷等、脱水症状、栄養失調、体重の減少、など

【生活の状況】

衣類・寝具・身体が不潔、拒食や過食、不眠の訴え、など

【話の内容】

恐怖や不安の訴え、保護の訴え、強い自殺念慮、金銭の訴え、など

【表情・態度】

おびえ、不安、無気力、態度の変化、など

【サービスなどの利用状況】

家族が受診を拒否、入退院の繰り返し、サービス費の滞納、など

【養護者の態度等】

冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、暴言、など



2 虐待防止と対応

虐待が起きたと疑われるとき、起きたときの対応

○保健医療福祉関係者の早期発見努力義務（高齢者虐待防止法第5条）

虐待は、あると思われなければ見てこない

○虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、通報義務

（高齢者虐待防止法第7条）

様々な秘密漏洩罪、守秘義務違反よりも優先する

○虐待を受けたと「思われる」状態の発見で通報できる。

（高齢者虐待防止法第7条）

証拠や根拠がなくても通報できる

○通報後の対応は通報者を特定させるものを洩らさずに行われる

（高齢者虐待防止法第8条）



2 虐待防止と対応

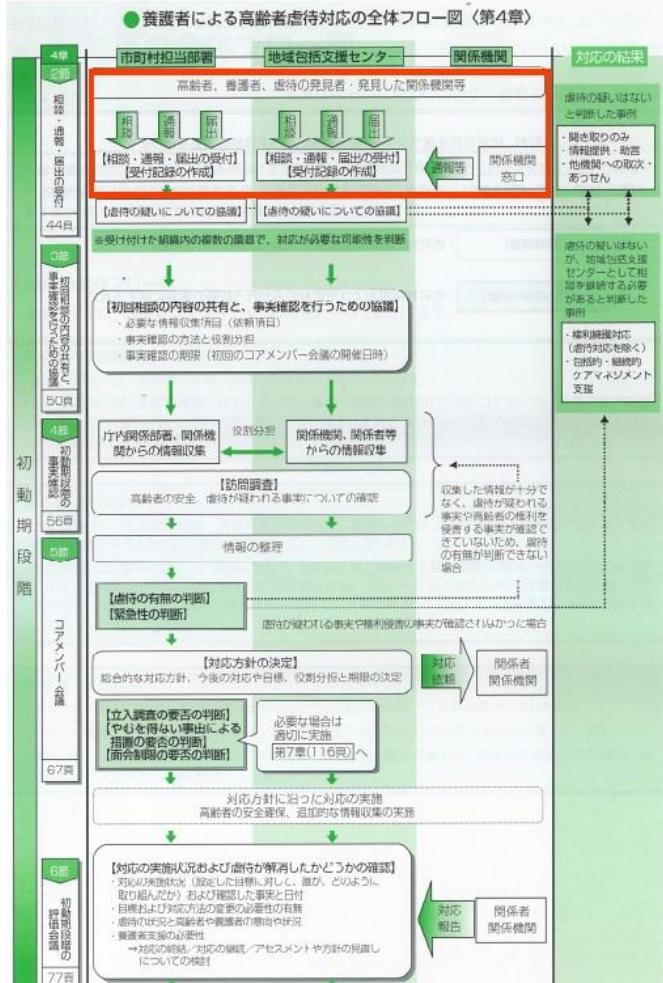
虐待が起きたときの対応

- 「虐待になる前に相談しよう」「不適切かもしれないから言っておこう」と考えて、地域包括支援センターや市町村に相談
「虐待だから通報しよう」と考えるよりも前に！
- 「見たまま」「聞いたまま」を知らせ、記録する
虐待という言葉を記録する必要はない

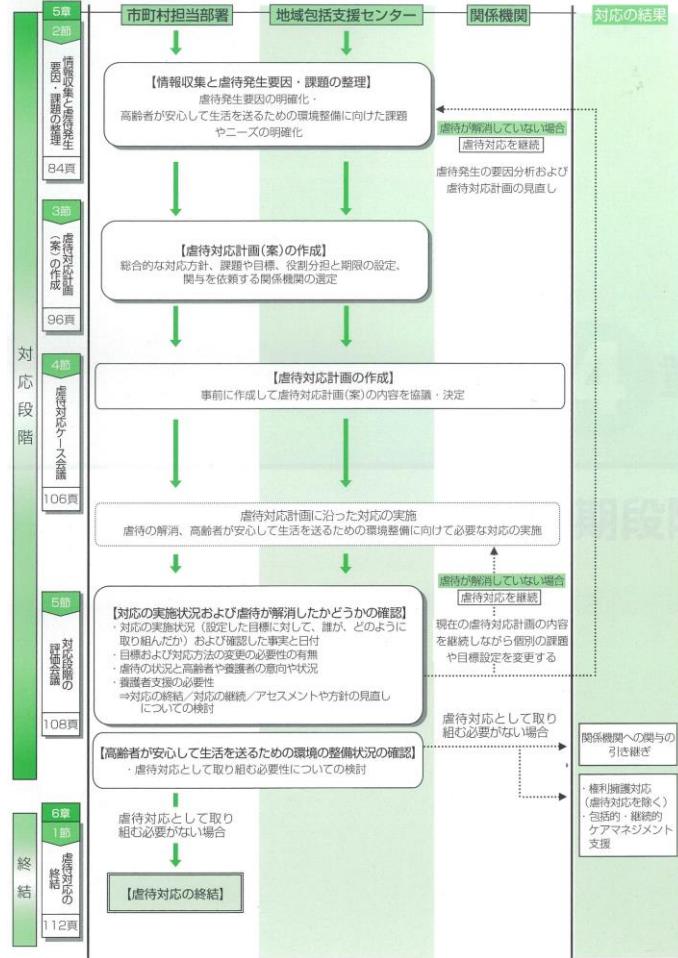


2 虐待防止と対応

虐待が起きたときの対応



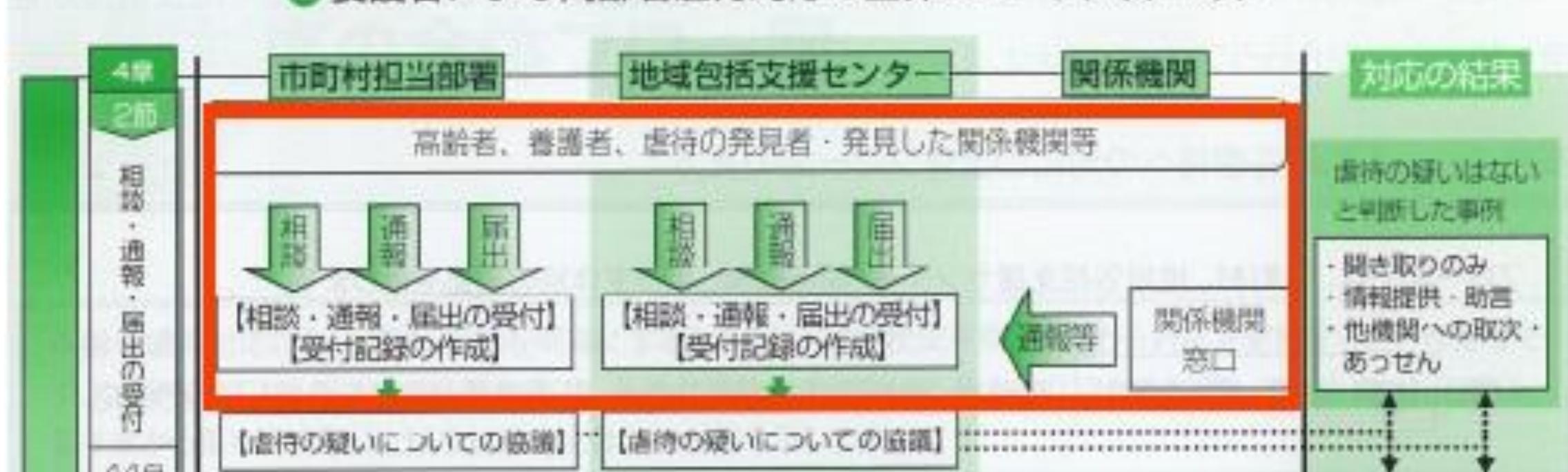
● 養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図（第5・6章）



2 虐待防止と対応

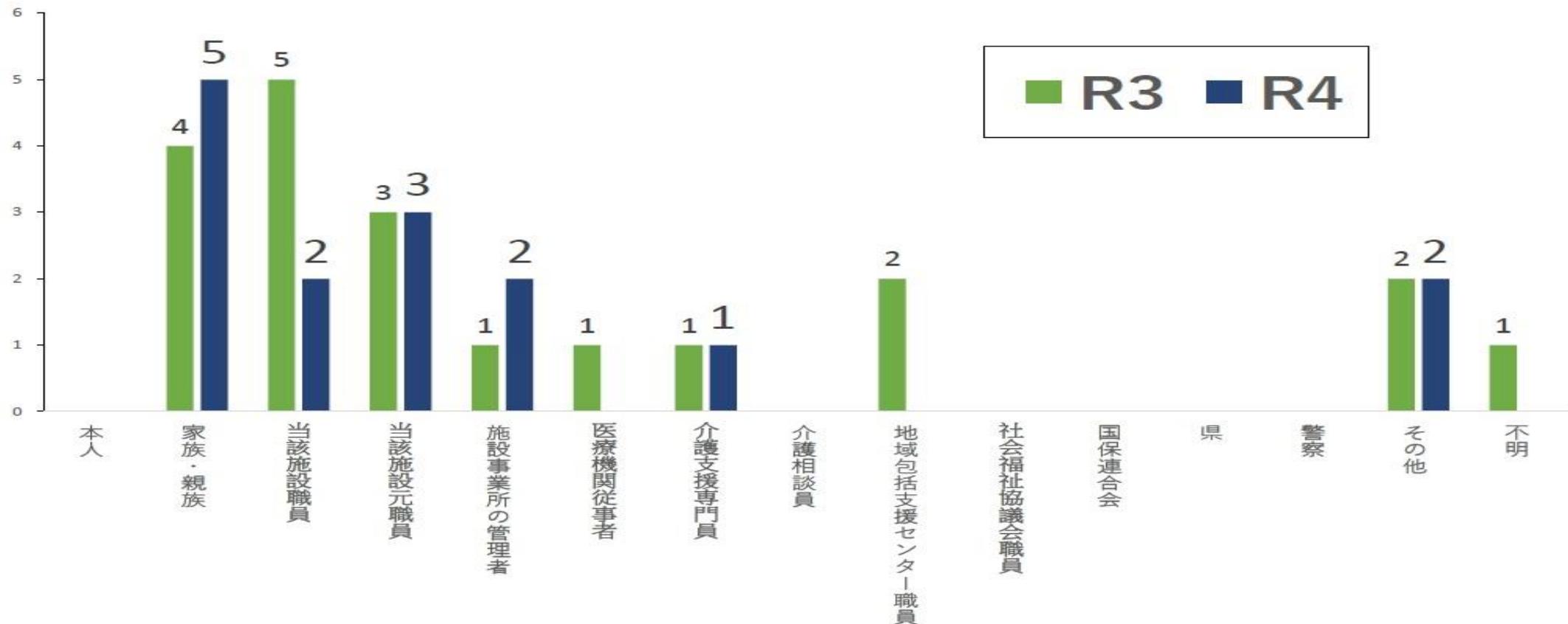
虐待が起きたときの対応

● 養護者による高齢者虐待対応の全体フロー図 〈第4章〉



2 虐待の現状

相談・通報者の内訳【高齢者】(県)

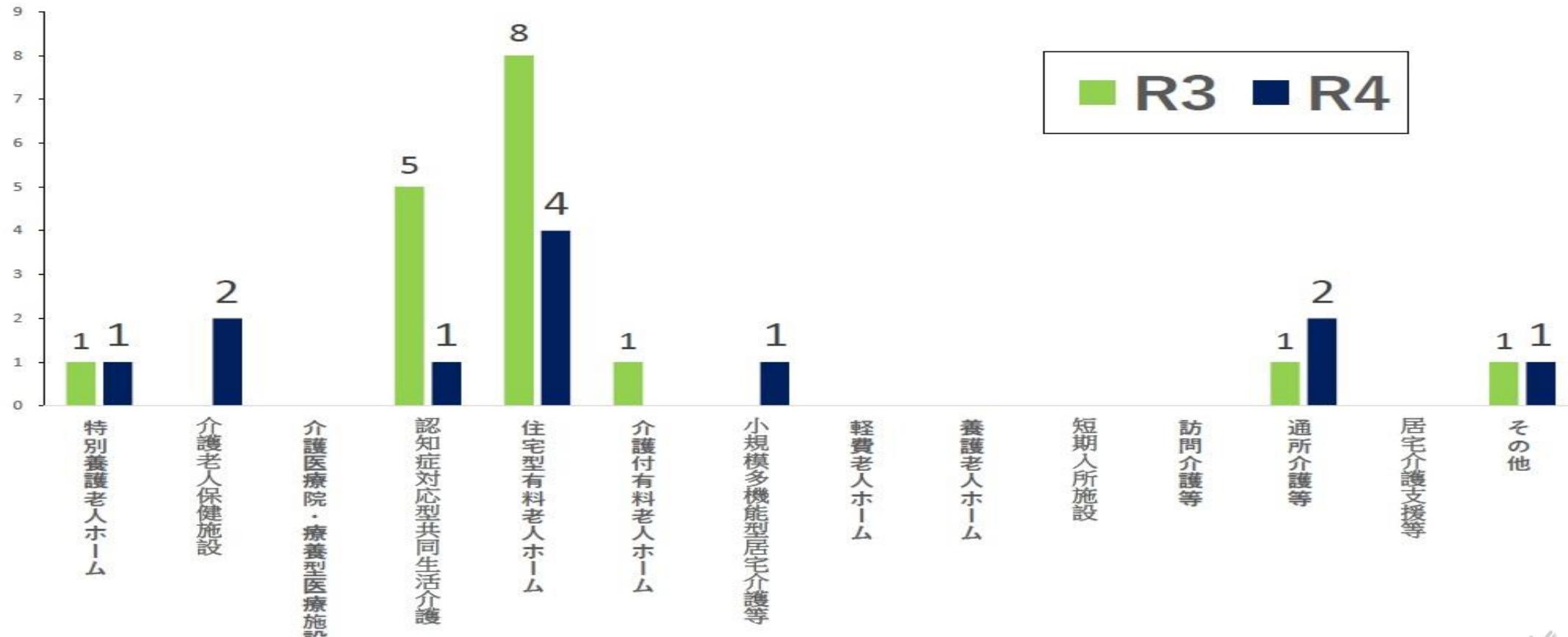


※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。



2 虐待の現状

相談・通報者が寄せられた施設等のサービス種別【高齢者】(県)



※1件の事例に対し複数の者から相談・通報があった場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計は相談・通報件数と一致しない。



2 虐待防止と対応

私たち支援者にできること

今の自分にできることを考えよう！
小さなことでもアクションを起こそう！
自分の想いを話せる相手・仲間を見つけよう！
相談・通報する勇気を持とう！
あきらめず、粘り強く！



支援者は誰かのせいにして逃げることができるかもしれない
でも…利用者に逃げ場があるか？
私たち支援者は、常に利用者の味方・代弁者でいよう！



ご静聴ありがとうございました

